

平成31年2月28日招集

平成31年 第1回(2月)

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目次

議案第 1 号	学校教育法の一部を改正する法律の施行等に 伴う関係条例の整理に関する条例の制定につ いて	1
議案第 2 号	佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	4
議案第 3 号	佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	6
議案第 4 号	佐渡市児童遊園条例の一部を改正する条例の 制定について	8
議案第 5 号	佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例の制定について	10
議案第 6 号	佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関 する条例の一部を改正する条例の制定につい て	12
議案第 7 号	佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制 定について	14
議案第 8 号	佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管 理等に関する条例の一部を改正する条例の制 定について	16
議案第 9 号	佐渡市水道事業給水条例等の一部を改正する 条例の制定について	18
議案第10号	佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の 制定について	22
議案第11号	新市建設計画の変更について	24
議案第12号	佐渡市辺地総合整備計画(平成31(2019)年度 ～2021年度)の策定について	25

議案第13号	新たに生じた土地の確認について（沢根五十里地内）	26
議案第14号	字の変更について（沢根五十里地内）	27
議案第15号	新たに生じた土地の確認について（多田地内）	28
議案第16号	字の変更について（多田地内）	29
議案第17号	佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について	30
議案第18号	市道路線の変更について	31
議案第19号	新潟県市町村総合事務組合規約の変更について	32
議案第20号	平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について	34
議案第21号	平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	34
議案第22号	平成30年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）について	34
議案第23号	平成30年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第4号）について	34
議案第24号	平成30年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）について	34
議案第25号	平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第4号）について	34
議案第26号	平成30年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について	34
議案第27号	平成30年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）について	34
議案第28号	平成31年度佐渡市一般会計予算について	34

議案第29号	平成31年度佐渡市国民健康保険特別会計予算 について	34
議案第30号	平成31年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予 算について	34
議案第31号	平成31年度佐渡市介護保険特別会計予算につ いて	34
議案第32号	平成31年度佐渡市下水道特別会計予算につい て	34
議案第33号	平成31年度佐渡市小水力発電特別会計予算に ついて	34
議案第34号	平成31年度佐渡市歌代の里特別会計予算につ いて	34
議案第35号	平成31年度佐渡市すこやか両津特別会計予算 について	35
議案第36号	平成31年度佐渡市五十里財産区特別会計予算 について	35
議案第37号	平成31年度佐渡市二宮財産区特別会計予算に ついて	35
議案第38号	平成31年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算 について	35
議案第39号	平成31年度佐渡市真野財産区特別会計予算に ついて	35
議案第40号	平成31年度佐渡市病院事業会計予算について	35
議案第41号	平成31年度佐渡市水道事業会計予算について	35

議案第1号

学校教育法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

学校教育法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

学校教育法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に
関する条例

(佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第1条 佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年佐渡市条例第226号）の一部を次のように改正する。

第36条第6号及び第7号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

(佐渡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第2条 佐渡市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年佐渡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

(佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第3条 佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年佐渡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第1項第2号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加え、同項第4号中「卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)」を、「同項第3号に規定する学校の卒業者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加える。

(佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年佐渡市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(佐渡市奨学金貸与条例の一部改正)

第5条 佐渡市奨学金貸与条例(平成29年佐渡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号イ中「短期大学」の次に「、専門職短期大学、専門職大学」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第2号

佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

平成31年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年佐渡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 3 号

佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年 2 月 28 日 提 出

佐渡市長 三 浦 基 裕

佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年佐渡市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第4号

佐渡市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市児童遊園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市児童遊園条例の一部を改正する条例

佐渡市児童遊園条例（平成16年佐渡市条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

椿児童遊園	佐渡市椿239番地1
河崎児童遊園	佐渡市河崎1656番地
福浦児童遊園	佐渡市両津福浦二丁目235番地13
秋津児童遊園	佐渡市秋津1112番地

」

を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第5号

佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐渡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を
有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適
当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例（平成21年佐渡市
条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 訪問リハビリテーション事業
- (9) 介護予防訪問リハビリテーション事業

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第7号

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例

佐渡市営住宅条例（平成16年佐渡市条例第283号）の一部を次のように改正する。

別表第1 単独住宅の表坂下町住宅の項を削る。

別表第3 中

「

坂下町住宅	佐渡市相川坂下町8番地	木造平屋建て 1戸建て1棟 50.90m ²	1	11,200円
		木造平屋建て 1戸建て1棟 46.03m ²	1	9,100円

」

を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年 2 月 28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例（平成16年佐渡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「20,571円」を「20,952円」に改める。

別表第2中「1,543円」を「1,571円」に、「515円」を「524円」に改める。

別表第3中「515円」を「524円」に、「1,029円」を「1,048円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

議案第9号

佐渡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について

佐渡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(佐渡市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 佐渡市水道事業給水条例(平成16年佐渡市条例第294号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。

第13条第1項中「合計額」の次に「に消費税等相当額を加えた額」を加え、同条第2項中「特別の費用」の次に「(所要費用に消費税等相当額を加えた額をいう。)」を加える。

第22条中「合計額」の次に「に消費税等相当額を加えた額」を加える。

第28条第1項中「額に」の次に「消費税等相当額を加えた額に」を加え、同項の表中「54,000円」を「50,000円」に、「108,000円」を「100,000円」に、「168,480円」を「156,000円」に、「243,000円」を「225,000円」に、「432,000円」を「400,000円」に、「675,000円」を「625,000円」に、「1,518,480円」を「1,406,000円」に、「2,700,000円」を「2,500,000円」に改める。

第29条第1項中「という。)」の次に「に消費税等相当額を加えた額」を加える。

別表中「1,852」を「1,715」に、「255」を「236」に、「1,893」を「1,753」に、「3,086」を「2,858」に、「4,217」を「3,905」に、「6,995」を「6,477」に、「12,652」を「11,715」に、「24,582」を「22,762」に、「45,566」を「42,191」に、「4,320」を「4,000」に、「453」を「419」に、「8,640」を「8,000」に、「2,160円」を「2,000円」に改める。

(佐渡市下水道条例の一部改正)

第2条 佐渡市下水道条例(平成16年佐渡市条例第287号)の一部を次のよ

うに改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (14) 消費税等相当額 消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に、同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に、同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。

第16条第1項中「算出した」の次に「基本料金及び超過料金の」を、「合計額」の次に「に消費税等相当額を加えて得た金額」を加える。

別表中「1,852円」を「1,715円」に、「236円」を「218円」に改める。

(佐渡市漁業集落排水施設条例の一部改正)

第3条 佐渡市漁業集落排水施設条例(平成16年佐渡市条例第289号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

- (9) 消費税等相当額 消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に、同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に、同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。

第14条中「算定」を「算出した基本料金及び超過料金の合計額に消費税等相当額を加えて得た金額と」に改める。

別表第2中「1,852円」を「1,715円」に、「236円」を「218円」に改める。

(佐渡市農業集落排水施設条例の一部改正)

第4条 佐渡市農業集落排水施設条例(平成16年佐渡市条例第354号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

- (9) 消費税等相当額 消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に、同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に、同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。この場合において、1円未満

の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。

第13条中「算定」を「算出した基本料金及び超過料金の合計額に消費税等相当額を加えて得た金額と」に改める。

別表第2中「1,852円」を「1,715円」に、「236円」を「218円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の佐渡市水道事業給水条例並びに佐渡市下水道条例、佐渡市漁業集落排水施設条例及び佐渡市農業集落排水施設条例の規定は、平成31年11月分の料金から適用し、平成31年10月分までの料金については、なお従前の例による。

議案第10号

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例

佐渡市火災予防条例（平成16年佐渡市条例第308号）の一部を次のように改正する。

目次中「第48条」を「第49条」に、「第49条・第50条」を「第50条・第51条」に改める。

第50条を第51条とし、第49条を第50条とする。

第6章中第48条を第49条とし、第47条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

議案第11号

新市建設計画の変更について

新市建設計画の変更について、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条第7項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成31年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

(新市建設計画の変更(抜粋)別紙添付)

議案第12号

佐渡市辺地総合整備計画（平成31(2019)年度～2021年度）の策定について

佐渡市辺地総合整備計画（平成31(2019)年度～2021年度）の策定について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成31年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

（佐渡市辺地総合整備計画書（平成31(2019)年度～2021年度）別紙添付）

議案第13号

新たに生じた土地の確認について（沢根五十里地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内に新たに生じた下記の土地を確認する。

記

	土地の所在地	面積（㎡）
①	佐渡市沢根五十里1098の2及び2450の地先の公有水面埋立地	884.87
②	佐渡市沢根五十里1098の2及び2450の地先の土地	72.80

平成31年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第14号

字の変更について（沢根五十里地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の字を下記のとおり変更し、佐渡市長の告示のあった日から施行するものとする。

記

	変更前	変更後
①	佐渡市沢根五十里1098の2及び2450の地先の公有水面埋立地	佐渡市沢根五十里字浜方
②	佐渡市沢根五十里1098の2及び2450の地先の土地	

平成31年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第15号

新たに生じた土地の確認について（多田地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内に新たに生じた下記の土地を確認する。

記

	土地の所在地	面積（㎡）
①	佐渡市多田262の3の地先の公有水面埋立地	859.20
②	佐渡市多田262の3の地先の土地	13.81
③	佐渡市多田262の3の地先の土地	0.47

平成31年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第16号

字の変更について（多田地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の字を下記のとおり変更し、佐渡市長の告示のあった日から施行するものとする。

記

	変更前	変更後
①	佐渡市多田262の3の地先の公有水面埋立地	佐渡市多田 字小池
②	佐渡市多田262の3の地先の土地	
③	佐渡市多田262の3の地先の土地	

平成31年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第17号

佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について

佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等を下記のとおり変更することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項後段において準用する同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等（平成25年佐渡市告示第37号）の一部を次のように変更する。

第3条中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

平成31年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第18号

市道路線の変更について

下記の路線を変更したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名		起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
西三川3号線	旧	佐渡市西三川 1308番3地先	佐渡市西三川 1290番1地先	176.7	2.0～4.6
	新	佐渡市西三川 1336番1地先	佐渡市西三川 1290番1地先	432.5	2.0～6.0
高千24号線	旧	佐渡市高千 1971番1地先	佐渡市高千 1975番地先	73.9	2.0～3.0
	新	佐渡市高千 1971番1地先	佐渡市高千 2456番2地先	78.4	2.0～3.9
高千31号線	旧	佐渡市高千 2433番地先	佐渡市高千 2085番地先	262.6	1.2～3.4
	新	佐渡市高千 2431番1地先	佐渡市高千 2085番地先	199.3	1.2～3.3

平成31年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第19号

新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、新潟県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

平成31年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

新潟県市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合格約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように変更する。

別表第2の6の項中「上越広域伝染病院組合」の次に「、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合」を加える。

附 則

この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

- 議案第20号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第21号 平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第22号 平成30年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第23号 平成30年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第4号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第24号 平成30年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第25号 平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第4号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第26号 平成30年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第27号 平成30年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第28号 平成31年度佐渡市一般会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第29号 平成31年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第30号 平成31年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第31号 平成31年度佐渡市介護保険特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第32号 平成31年度佐渡市下水道特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第33号 平成31年度佐渡市小水力発電特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第34号 平成31年度佐渡市歌代の里特別会計予算について
（予算書別紙添付）

- 議案第35号 平成31年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第36号 平成31年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第37号 平成31年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第38号 平成31年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第39号 平成31年度佐渡市真野財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第40号 平成31年度佐渡市病院事業会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第41号 平成31年度佐渡市水道事業会計予算について
(予算書別紙添付)

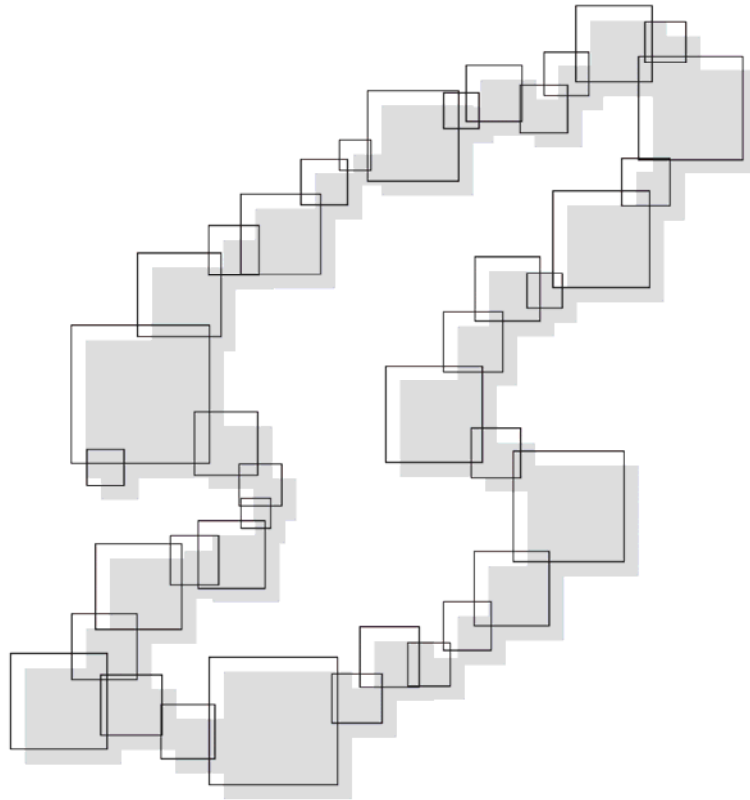
再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

抜 粹
(変更箇所下線__表示)

豊かな自然、薫り高い文化 活気あふれる新しい島づくり

新市建設計画



平成31年3月変更(案)



両津市



相川町



佐和田町



金井町



新穂村



畑野町



真野町



小木町



羽茂町



赤泊村

序章 計画策定の方針

1. 計画の趣旨

- 本計画は、両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町及び赤泊村の合併後の新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定して、その実現を図ることにより、10市町村の速やかな一体化を促進し、魅力ある地域づくりと住民福祉の向上を図ります。
- 新市の進むべき方向についての、より詳細かつ具体的内容については、新市において作成する基本構想、基本計画及び実施計画に委ねるものとします。

2. 計画の構成

- 本計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

3. 計画の期間

- 本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、平成16年度から2023年度までの20年間に係るものとし、平成16年度から平成20年度までの5年間を前期計画、平成21年度から平成25年度までの5年間を後期計画、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間延長後、平成31年度（2019年度）から2023年度までの5年間を計画期間再延長後の計画とします。
- 具体的施策については、前期計画分の概算事業費を明示し、後期計画の具体的施策及び概算事業費並びに財政計画については、適正な時期に見直しを行うものとします。

4. 行財政運営の方針

- 新市建設の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとします。
- 新市建設計画の基本方針を実現するための主要事業については、その大綱を定めるものとします。
- 公共的施設の統合整備については、住民生活に急激に変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域のバランス、財政事情等を考慮しながら、逐次整備していくものとします。
- 新市の財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないよう、健全な財政運営に努めるものとします。

第7章 財政計画

財政計画は、当初新市の10年間の財政運営について、歳入・歳出を科目ごとに現況及び過去の実績、経済情勢等を勘案しながら推計し、合併後の変動要因を加味して普通会計ベースで作成しました。その後、新市建設計画の期間を5年間延長し、平成26年度から平成30年度までを新たに作成しました。さらに、新市建設計画の期間を5年間再延長するにあたり、平成31年度（2019年度）から2023年度までを新たに作成したものです。

なお、平成16年度から平成29年度までは決算額であり、平成30年度は当初予算額、平成31年度（2019年度）から2023年度までは以下のとおり算定しています。

平成31年度（2019年度）からの主な推計の概要

<歳入>

（1）市税

将来推計人口による納税所得者の減少や固定資産税の評価替えにより、2021年度以降、市税の減少が見込まれますが、自主財源確保の観点から、滞納対策の強化や収納率の向上の取り組みにより、年次的に推移していくよう推計しています。

（2）地方交付税

普通交付税については、今後の政治経済情勢等により大きく変動することが想定され、的確に見積もることは困難ですが、基本的に現行の制度が存続するものとして推計しています。

基準財政需要額については、平成31年度（2019年度）で終了する段階的縮減を勘案するとともに、地方財政計画において、地方の一般財源総額の同水準を確保することとした平成22年度以降の一本算定における基準財政需要額の推移について、市町村合併による行政区域の広域化による算定見直しがなかった場合の影響額を見込んでいます。

また、将来推計人口をもとに2020年度国勢調査の人口減少による影響額を見込んでいます。

（3）国庫支出金・県支出金

現行制度が継続するものとして推計し、過去の推移等を勘案して試算して

います。

(4) 各種交付金

地方消費税交付金は、2019年10月1日から10%へ引き上げられることを前提に試算しています。その他の交付金等は、過去の決算額等の推移をもとに試算しています。

(5) 繰入金

各基金は積み上げにより計上し、財政調整基金については、計画最終年度の基金残高を標準財政規模の10%以上を目安に、計画的に取り崩すよう試算しています。

(6) 市債

合併特例債事業の市債発行額は、予定事業を勘案して試算しています。
普通建設事業費の市債発行額は、近年の動向を勘案して試算しています。
臨時財政対策債は、現行制度が継続するものとして推計し、平成31年度(2019年度)から一本算定となることや過去の推移をもとに試算しています。

(7) その他の歳入科目

過去の決算額等の推移をもとに試算しています。

<歳出>

(1) 人件費

類似団体以下となるよう削減していくことで、予算から見た適正な総額となるよう給与等の抑制を行うこととして試算しています。

(2) 物件費

行政改革と連携した事務事業の見直しにより、物件費を段階的に削減していくよう試算しています。

(3) 維持補修費

公共施設の老朽化に伴う維持補修費が増加するものとして試算しています。

(4) 扶助費

将来推計人口では、高齢者人口をはじめ、年少人口や生産労働人口の減少が推測されますが、社会保障財源の増加動向を勘案し試算しています。

(5) 補助費等

類似団体の予算規模に近づけるよう、補助費等の抑制を図ることとして試算しています。

(6) 公債費

発行済み及び今後、発行が見込まれる市債の元利償還金を計上し試算しています。

(7) 積立金

各基金は積み上げにより計上し、財政調整基金は基金利子と繰越金の2分の1の額を計上することとして試算しています。

(8) 繰出金

各特別会計において試算した繰出金の積み上げにより試算しています。

(9) 普通建設事業費

建設計画に登載されている合併特例債事業を計画的に実施し、その他の事業費については、類似団体の予算規模を確保するよう試算しています。

(10) その他の歳出科目

過去の決算額等の推移を基本としつつ、投資、貸付金については積み上げにより試算しています。

佐渡市辺地総合整備計画書
(平成31(2019)年度～2021年度)
(策定)

(案)

平成31年3月

新潟県佐渡市

総合整備計画書(案)

新潟県佐渡市 佐渡辺地

1. 辺地の概況

(1) 自然条件(地形、土地利用、気象条件)

- ・地形：島の中央部に開けた国中平野には穀倉地帯が広がり、それを挟むように北側には千m級の大佐渡山地、南側には小佐渡丘陵を擁している。総面積 855.7 km²で、東京 23 区の約 1.4 倍という日本最大の離島である。

島の大部分が国定公園や県立自然公園に指定されており、豊かで美しい自然環境に恵まれている。

- ・土地利用：既存の市街地や、その周辺地域の道路網、生活関連施設、公園及び緑地の整備など自然と調和の取れた快適な居住環境の整備を中心とする「住居地域」、産業・流通及び防災活動に対応した拠点の整備と港湾と隣接した住居ゾーンの一体的・総合的な整備を推進する「商業・流通地域」、中山間地における産地の保全管理を支援し、天然資源に恵まれた林・漁業の進行と連携した特定品目の産地化や高生産品目性の確立を促進するとともに、民俗文化・農漁村体験を主体とした都市との交流を推進する「農漁業地域」、国定公園地域や県立自然公園区域を中心とした自然景観の保護を努め、住民の憩いの場、野外観光レクリエーション基地として自然環境の保全を図るとともに、保安林の計画的整備による水資源かん養等の森林保全を図る「森林・自然地域」の、大きく4つの目的別地域区分に基づき連携をしながら総合的な振興を図る。
- ・気象条件：本市の気候は海洋性で四季の変化に富み、夏は高温多湿、冬期は降雪を見るが、新潟本土に比較して、夏は比較的涼しく、冬は対馬暖流の影響を受け比較的温暖で降雪量も少ない。

また、暖流と寒流の接点にあるため、植生に極めて富んでおり、北限・南限の植物が同居する非常に珍しい植生地域で、高山植物や山野草等その種類は豊富。水産物も暖水性のマグロ、ブリ、冷水性のズワイガニ、マダラなど多様である。このような気象条件から佐渡の自然は豊かであり、四季折々、その豊かな自然と人々の生活が調和し、その風情はこれまで佐渡の能をはじめとする文化や芸能、歴史を育んできている。

(2) 社会的条件(産業、交通、生活環境)

- ・産業：第1次産業の就業人口比率は、昭和45年までは就業者数全体の50%以上を占めていたが、年々減少を続け、第2次・第3次産業への移行が顕著になっている。また、第1次産業の就業者人口は一時下げ止まりが見られた時期もあったものの、近年は減少傾向にある。一方、第2次・3次産業の就業者人口につ

いても、バブル期までは増加していたものの、それ以降は減少傾向に転じている。

基幹産業である第1次産業を始め産業全体が停滞傾向であり、若年層の島離れ等から、就業者の確保が深刻化している。島の活性化に向けた第1次産業の持続的発展と魅力ある産業の育成が必要となっている。

- ・交通： 本土との航路を有する港湾は両津港、小木港、赤泊港の3港がある。空港は県営佐渡空港を有するが、現在定期航空路はない。島内の道路交通網は、国道350号を中心に、海岸線を一周する主要地方道佐渡一周線と内陸部を連絡する主要地方道4路線、一般県道17路線及び市道路線により網羅されている。主要地方道・一般県道の改良率は県平均並み、舗装率は県平均を超える水準まで伸びてきているものの、依然として周辺地域から中央部までの道路は未改良部分が多く、災害時に対応する迂回路の確保も困難な状況である。

また、中央部の商業地及び人家連担部においては、国道350号を中心に交通渋滞が発生している。

定期バスのうち本線を走る路線は民間事業者による唯一の自主運行路線となっているものの、マイカーの利用の増加により、島内の中心部以外は収支率が低く、全体のバス利用者数は年々減少している。しかしながら、高齢者や高校生などの交通弱者の移動手段として、依然として重要な役割を果たしており、路線維持対策がとられている。今後は利用者ニーズに応えながら地域の実情にあった効率的、効果的な運行方式の検討が必要となっている。

- ・生活環境： 水道事業は地形的制約から小規模な施設がほとんどで、他に類を見ないほど多く点在している。現在では施設の老朽化が進んでいることから、未改修施設が数多く残っている。水道普及率は高く、ほぼ全域に普及している。

汚水処理施設の整備は、公共下水道事業、集落排水事業、合併浄化槽整備事業により促進しており、公共下水道事業は国府川処理区、両津処理区、相川処理区、小木処理区、羽茂処理区及び赤泊処理区において、計画的整備を行っている。しかしながら、処理人口普及率及び接続率は低く、ともに県平均よりも低位に位置しており、未普及地域の早期解消が求められている。

合併処理浄化槽整備事業は、公共下水道事業及び集落排水事業による集合処理に適さない地区を対象に個別処理により整備している。

ごみ処理は、市クリーンセンターで行っている。

(3) 人口及び世帯数

56,852 人 23,965 世帯

(4) 面積（宅地、農地、山林、その他）

855.7 k m² 宅 地 21.4 k m²

農 地 128.5 k m²

山 林 286.0 k m²

その他 419.8 k m²

(5) 辺地を構成する町又は字の名称

佐渡市全域

(6) 地域の中心の位置

新潟県佐渡市東大通 1211 番 4 外

(7) 辺地度点数 185 点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(1) 各種産業

- ・農 業： 本市の農業は、基幹産業として重要な位置付けにあるが、経営規模が零細なところが多く、農業経営者の高齢化が進んでいる状況である。

経営主体は水稻を主体としているが、地域性を生かし、国中平野では稲作、南佐渡では柿を主体とした果樹、その他の海岸段丘地では稲作と肉用牛による経営が営まれている。

しかしながら、生産者の高齢化、後継者不足等が深刻化しており、農業構造の再編や稲作・園芸振興等による生産性向上、労働力確保が大きな課題である。

また、佐渡全域では、トキの野生定着に向け環境に優しい米作りが行われており、生きものを育む農法による「朱鷺と暮らす郷づくり認証米」の販売を通し、高品質かつ豊かな自然を背景にした佐渡米のブランド化を進めている。

また、おけさ柿、リンゴ、アスパラガス、洋ナシ、イチジク等の特産品の取組やアンポ柿などの加工品、繁殖牛、乳牛を中心とした佐渡牛の生産拡大を進めている。

水田経営所得安定対策や中山間地域等直接支払制度等、国の制度を活用し、農業生産法人を含む認定農業者や集落営農組織等を中心に地域農業の担い手育成に取り組んでいるが、米の作付目標の配分が廃止となり、米の需要減や気候変動による異常気象への対応、過疎・高齢化による担い手不足が深刻化し、耕作放棄地の増加要因ともなっている。

- ・林 業： 本市の林業は、高齢化により就労者の減少が急速に進んだことで、良質な木材を生産するために必要な間伐施業が行われないなど、手入れがされないまま放置される森林が増加している。一方で、佐渡全域に広がった松くい虫被害跡地林は手を入れられずに放置されたため、雑木に覆われかつての豊かな佐渡の緑は減少している。佐渡産材は生産・加工・流通体制の整備が遅れていることから、島外産材に押されているのが実情である。特用林産物では、特に乾しいたけ生産量は高齢化、就労者不足、市場価格の低迷等の理由で、最盛期に比べて10分の1以下の生産量にまで減少している。

また、林道は徐々に整備されているものの地理的条件からなお十分とはいえ

ず、山地災害防止対策としての治山・治水事業や地場産材の利用促進と林産物などの資源の有効活用が課題となっている。

・漁業：本市の水産業は地域産業を支える重要な産業であるが、漁業生産量の減少、輸入水産物の増加等による魚価の低迷、漁業就業者の減少・高齢化などにより経営は悪化し、漁協組織も脆弱化しており、漁業を取り巻く情勢は厳しさを増している。島内で生産されたもののうち島内消費量は少なく、島外出荷による鮮度低下と輸送コストの増大が課題となっている。

・商業：本市の小売業、卸売業は事業所数、年間販売額、従業員数とも減少しており、地元商店街での購買を増加させる取組が求められている。特に小売業は、幹線道路沿いを中心に大型店舗の進出が進んでおり、佐和田・金井地区の国道沿線では商業集積が進む一方、中心市街地では空き店舗の増加や居住人口の減少により空洞化が進んでいる。

中心市街地は地域の文化・伝統を育む場であり、コミュニティの核としての場でもあるが、近年これらの機能が低下している。また商店街では厳しい経済状況のもと経営者の高齢化や後継者不足などにより、一丸となった取組が困難となっている。

・工業：本市の工業はゴム製品製造業と電子部品・デバイス製造業とで製造品出荷額の約半分を占めている。構成比率でトップのゴム製品製造業はシリコーンゴム製品の加工技術の開発・製造を手掛け地元の雇用及び地域の活性化に大きく貢献している。

窯業・土石製品製造業では、佐渡の伝統工芸である無名異焼があり、中でも相川地区には12の窯元があり無名異焼の里として知られている。

このように運送費や離島というハンディがある中、地域の経済を支えている既存優良企業はあるものの、経済環境は依然として厳しいものがある。

・観光：佐渡は豊かな自然や薫り高い文化が集積し、多くの観光資源に恵まれているが、観光客の入込数は平成3年の121万人をピークに年々減少し、今なおその傾向に歯止めがかからない状況が続いている。

その原因として、ライフスタイルや価値観の変化から旅行形態が団体旅行から個人やグループ旅行に変化してきたことに十分対応できなかったこと、海路に頼らざるを得ない佐渡観光において、移動にかかる時間やコスト面からくるハンディを克服するような魅力や特色を打ち出せなかったこと、全島あげての一丸となった観光客へのサービスが行われてこなかったことなどが挙げられる。

このことから、佐渡市の観光振興には個人ライフスタイルや価値観を把握した上で、潜在的なニーズを探り、本市独自のポテンシャルを活かした、新たな観光施策が求められている。

(2) 公共的施設の整備

市役所、支所、保健・医療・福祉施設、文教施設、コミュニティ施設、体育館、図書室等の

主要公共施設が整備され、一定の成果をみたものの、まだ完全とは言えず、今後は新しい時代に即応した教育文化、住民の福祉と生活の安定を目指し、調和のとれた魅力あるまちづくりのため、各地域を結ぶ道路網や生活環境の改善に向けた多方面にわたる、各種施設の整備を図る必要がある。

3. 公共施設の整備についての基本方針

(1) 公共的施設の整備を必要とする事情

主要公共施設、医療機関、福祉施設、住宅等が集中している地域については、未改良道路や主要産業である農業の振興に必要な農道整備等、住民生活と産業に密接にかかわる社会資本整備など各方面にわたり施設の整備が必要である。また航路のある地域は島外への物流基幹としての道路、流通施設の整備が必要である。

また、主要公共施設から遠隔にある海岸線沿いの地域等では、交通の利便性の向上と地域産業の振興を図るための幹線道路、生活関連道路の整備の促進など、中心部との生活水準の格差是正に努める必要がある。

(2) 施設整備に関する事項

① 交通通信施設の整備に関する事項

(道路・橋梁の整備)

主要幹線道路の整備、主要公共施設や医療機関等へのアクセス道路の整備を促進する。

生活路線である県道、市道の整備を促進する。

観光戦略に沿った道路改良を進める。

(通信施設の整備)

通信施設の環境整備を進める。

公共施設や観光施設等への公衆無線 LAN の整備を進める。

(農林道の整備)

農林業の大型機械化への対応を図るため、改良・舗装事業を推進する。

② 教育文化施設の整備に関する事項

(学校施設の整備)

安全安心な教育環境の整備を進める。

(公民館その他の集会施設)

住民の健康の増進・生活文化の振興等を図るため、公民館等について施設整備を進める。

③ 厚生福祉施設の整備に関する事項】

(高齢者福祉施設の整備)

住民の福祉向上と増進を図るため、高齢者福祉施設整備を進める。

(保育所施設の整備)

保育効果を高めるとともに、保護者の保育ニーズに対応した保育所施設整備を進める。

(児童福祉施設の整備)

子育て支援を総合的にサポートする子育て拠点センター施設の整備を図るとともに、放課後や長期休みにおいて適切な遊びや生活の場を整え、児童の安全と健全な育成を図るため、児童館や放課後児童クラブ施設の整備を進める。

(障がい福祉施設の整備)

障がい者の継続的な地域生活支援を図るため、グループホーム施設の整備を進める。

(消防施設の整備)

火災発生等の緊急時対策と防災活動の環境整備を進める。

(水道施設の整備)

広域的な施設統合を図り、併せて老朽化した水道施設を更新する。

④ 産業振興及び施設の整備に関する事項

(農林漁業経営近代化施設の整備)

農林漁業従事者の生産基盤整備を進める。

(産業振興を図るために必要な道路、農林道の整備)

農林漁業従事者の生産基盤整備を進める。

(観光又はレクリエーション施設の整備)

観光施策に沿った観光施設整備を進める。

4. 公共的施設の整備計画

平成 31(2019)年度～2021 年度 (3 か年)

(単位：千円)

整理番号	施設名 (事業名)	事業主体	計画 (平成 31(2019)年度～2021 年度)			
			事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
1	ケーブルテレビ放送施設整備事業	佐渡市	400,000	80,000	320,000	180,000
2	老人福祉施設整備事業	社会福祉法人	492,000	0	492,000	491,900
3	県単林道舗装事業 (水津線)	佐渡市	24,000	10,800	13,200	13,200
4	県単林道舗装事業 (高野線)	佐渡市	24,000	10,800	13,200	13,200
5	県単林道舗装事業 (達者線)	佐渡市	9,000	4,050	4,950	4,900
6	県単林道舗装事業 (出ル尾線)	佐渡市	28,000	12,600	15,400	15,400

7	県単林道舗装事業（大佐渡北1号線）	佐渡市	9,000	4,050	4,950	4,900
8	県単林道舗装事業（大高野線）	佐渡市	9,000	4,050	4,950	4,900
9	県単林道舗装事業（高千線）	佐渡市	6,000	2,700	3,300	3,200
10	県単林道舗装事業（中野坂線）	佐渡市	24,000	10,800	13,200	13,200
11	県単林道舗装事業（見立線）	佐渡市	9,000	4,050	4,950	4,900
12	農山漁村地域整備交付金林道改良事業（大倉線）	佐渡市	130,000	100,000	30,000	30,000
13	スクールバス購入事業	佐渡市	4,000	1,800	2,200	2,000
14	経営体育成基盤整備事業（新貝地区）負担金	新潟県	55,000	0	55,000	55,000
15	経営体育成基盤整備事業（開田六区地区）負担金	新潟県	44,700	0	44,700	44,700
16	県ため池一般（小規模）（加茂新田）負担金	新潟県	13,940	0	13,940	13,900
17	中山間総合整備事業一般（相川南部地区）負担金	新潟県	47,000	0	47,000	47,000
18	中山間総合整備事業一般（相川中部地区）負担金	新潟県	19,500	0	19,500	19,500
19	中山間総合整備事業一般（相川北部地区）負担金	新潟県	11,600	0	11,600	11,600
20	中山間総合整備事業一般（沢根地区）負担金	新潟県	8,800	0	8,800	8,800
21	農業生産基盤整備事業、県営かんがい排水事業（一般）（佐渡地区）負担金	新潟県	189,200	0	189,200	189,200
22	県営総合かんがい排水事業（潟端地区）負担金	新潟県	99,200	0	99,200	99,200
23	中山間総合整備事業一般（吉井潟端）負担金	新潟県	25,000	0	25,000	25,000
24	経営体育成基盤整備事業（国府川左岸2期）負担金	新潟県	78,000	0	78,000	78,000

25	県営中山間地域総合整備事業 負担金（大小地区）	新潟県	58,000	0	58,000	58,000
26	経営体育成基盤整備事業（羽茂 沖地区）負担金	新潟県	41,700	0	41,700	41,700
27	県震災対策ため池一般（大規 模）（羽茂大滝）負担金	新潟県	6,000	0	6,000	6,000
28	県営基幹水利施設ストックマ ネジメント事業（新穂ダム地 区）負担金	新潟県	10,000	0	10,000	10,000
29	県営基幹水利施設ストックマ ネジメント事業（小倉川ダム地 区）負担金	新潟県	5,000	0	5,000	5,000
30	中山間総合整備事業一般（川茂 地区）負担金（団体営ハ ^イ ライン 事業）	新潟県	25,000	0	25,000	25,000
31	県営中山間地域総合整備事業 負担金（西三川地区）	新潟県	50,200	0	50,200	50,200
32	県営ため池等整備事業負担金 （安養寺地区）	新潟県	9,000	0	9,000	9,000
33	県営ため池等整備事業負担金 （尾嵩郷内地区）	新潟県	9,000	0	9,000	9,000
34	県営ため池等整備事業負担金 （浜中地区）	新潟県	9,000	0	9,000	9,000
35	県営ため池等整備事業負担金 （仲之入地区）	新潟県	7,500	0	7,500	7,500
36	県営経営体育成基盤整備事業 負担金（大和田地区）	新潟県	11,800	0	11,800	11,800
37	県営経営体育成基盤整備事業 負担金（荊尾地区）	新潟県	4,600	0	4,600	4,600
38	経営体育成基盤整備事業負担 金（長江地区）	新潟県	22,000	0	22,000	22,000
39	県営ため池等整備事業負担金 （中ノ畑地区）	新潟県	3,000	0	3,000	3,000
40	県営ため池等整備事業負担金 （西野堤地区）	新潟県	3,600	0	3,600	3,600
41	県営ため池等整備事業負担金 （長木堤地区）	新潟県	3,600	0	3,600	3,600

42	県営ため池等整備事業負担金 (水津地区)	新潟県	3,600	0	3,600	3,600
43	県営ため池等整備事業負担金 (柏木沢地区)	新潟県	3,600	0	3,600	3,600
44	県営ため池等整備事業負担金 (吾潟地区)	新潟県	3,600	0	3,600	3,600
45	県営ため池等整備事業負担金 (八幡堤地区)	新潟県	3,600	0	3,600	3,600
46	県営ため池等整備事業負担金 (羽茂大石地区)	新潟県	3,600	0	3,600	3,600
47	住吉1号線道路改良舗装事業	佐渡市	10,000	0	10,000	10,000
48	長江13号線道路改良舗装事業	佐渡市	40,000	0	40,000	40,000
49	原黒3号線道路改良舗装事業	佐渡市	10,000	0	10,000	10,000
50	河崎幹線5号線道路改良舗装事業	佐渡市	90,000	0	90,000	90,000
51	平松2号線道路改良舗装事業 (交付金事業)	佐渡市	182,000	126,000	56,000	54,000
52	潟端43号線道路改良舗装事業	佐渡市	30,000	0	30,000	30,000
53	大倉1号線道路改良舗装事業	佐渡市	120,000	0	120,000	120,000
54	二宮幹線2号ほか道路改良舗装事業	佐渡市	150,000	0	150,000	150,000
55	二宮幹線8号線道路改良舗装事業	佐渡市	150,000	84,000	66,000	66,000
56	二宮85号線道路改良舗装事業	佐渡市	35,000	0	35,000	35,000
57	二宮131号線道路改良舗装事業	佐渡市	50,000	0	50,000	50,000
58	河原田幹線12号線道路改良舗装事業	佐渡市	20,000	0	20,000	20,000
59	尾花9号線道路改良舗装事業	佐渡市	50,000	35,000	15,000	15,000

60	吉井本郷 17 号線道路改良舗装事業	佐渡市	64,000	0	64,000	64,000
61	貝塚 15 号線道路改良舗装事業	佐渡市	6,000	0	6,000	6,000
62	平清水 3 号線道路改良舗装事業	佐渡市	80,000	0	80,000	80,000
63	泉 88 号線道路改良舗装事業	佐渡市	60,000	0	60,000	60,000
64	大野川河川改修事業橋梁架替負担金	佐渡市	10,000	0	10,000	10,000
65	長畝 78 号線道路改良舗装事業	佐渡市	15,000	0	15,000	15,000
66	峠・河内線道路改良舗装事業	佐渡市	61,000	42,700	18,300	18,300
67	5 区小倉 12・50 号線道路改良舗装事業	佐渡市	180,000	0	180,000	180,000
68	金丸 50 号線道路改良舗装事業	佐渡市	7,000	0	7,000	7,000
69	新町活性化道路 3 号線道路改良舗装事業	佐渡市	36,000	0	36,000	35,000
70	浜中 21 号線道路改良舗装事業	佐渡市	65,000	0	65,000	65,000
71	大小 72 号線道路改良舗装事業 (交付金事業)	佐渡市	90,000	61,290	28,710	28,500
72	天沢上組線道路改良舗装事業	佐渡市	20,000	0	20,000	20,000
73	西方線道路改良舗装事業	佐渡市	31,500	0	31,500	31,500
74	徳和 1 号線道路改良舗装事業	佐渡市	120,000	0	120,000	120,000
75	赤泊 1 号線道路改良舗装事業	佐渡市	40,000	0	40,000	40,000
76	徳和 2 号線道路改良舗装事業	佐渡市	43,000	0	43,000	43,000
77	千種 2 号線道路改良舗装事業	佐渡市	5,000	0	5,000	5,000

78	徳和3号線道路改良舗装事業	佐渡市	37,000	0	37,000	37,000
79	寺田線道路改良舗装事業	佐渡市	50,000	0	50,000	50,000
80	見立1号線道路改良舗装事業	佐渡市	210,000	146,728	63,272	63,200
81	大小72号線道路改良舗装事業	佐渡市	60,000	0	60,000	60,000
82	相川177号線道路改良舗装事業	佐渡市	30,000	0	30,000	30,000
83	4区畑野3・4号線道路改良舗装事業	佐渡市	20,000	0	20,000	20,000
84	下横山2号線道路改良舗装事業	佐渡市	30,000	0	30,000	30,000
85	達者71号線道路改良舗装事業	佐渡市	40,000	0	40,000	40,000
86	長谷川河川改修事業道路負担金	新潟県	70,000	0	70,000	70,000
87	庭場5号線道路整備事業県営負担金	新潟県	10,000	0	10,000	10,000
88	長江2号橋橋梁拡幅事業	佐渡市	50,000	0	50,000	50,000
89	除雪機械購入事業	佐渡市	79,500	42,000	37,500	36,000
90	消防車両・小型動力ポンプ等購入事業	佐渡市	270,000	0	270,000	256,500
91	機械器具置場整備事業	佐渡市	30,000	0	30,000	30,000
92	耐震性貯水槽整備事業	佐渡市	105,000	32,316	72,684	72,600
93	消火栓整備事業	佐渡市	75,000	0	75,000	75,000
94	公立保育園児童送迎バス購入事業	佐渡市	10,000	0	10,000	9,400
95	相川地区統合保育園移転改築事業	佐渡市	980,000	0	980,000	980,000

96	真野公民館建設事業	佐渡市	150,132	0	150,132	150,000
97	金井コミュニティセンター改修事業	佐渡市	35,694	0	35,694	35,600
98	佐渡島開発総合センター改修事業	佐渡市	132,231	0	132,231	132,200
99	金井能楽堂改修事業	佐渡市	39,355	0	39,355	39,300
100	真野ふるさと会館改修事業	佐渡市	33,320	0	33,320	33,300
101	佐和田野球場改修事業	佐渡市	33,704	0	33,704	33,600
102	金井野球場改修事業	佐渡市	23,970	0	23,970	23,600
103	佐渡中央文化会館改修事業	佐渡市	1,979,572	0	1,979,572	1,901,600
104	畑野農村環境改善センター改修事業	佐渡市	26,620	0	26,620	25,200
105	羽茂農村環境改善センター改修事業	佐渡市	21,891	0	21,891	20,700
106	金井運動公園プール改修事業	佐渡市	35,233	0	35,233	35,200
107	佐渡スポーツハウスプール改修事業	佐渡市	20,000	0	20,000	20,000
108	赤泊文化会館改修事業	佐渡市	36,000	0	36,000	36,000
109	公立保育園整備事業	佐渡市	10,000	0	10,000	10,000
110	私立保育園施設整備支援事業	佐渡市	31,500	21,000	10,500	10,500
合計			8,693,162	836,734	7,856,428	7,615,400

議案第20号

《平成30年度 佐渡市一般会計補正予算（第8号）概要》

1. 補正予算について

- ・高齢者・障がい者向け住宅用火災警報器購入費助成事業の経費を計上
- ・国の平成30年度補正予算（第2号）に伴う事業の経費を計上
- ・その他の経費については、12月補正予算編成後の事由による緊急性等、必要な経費と不用額の見込みに伴う減額等について計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	47,252,709
補正額	△ 782,729
累計予算額	46,469,980

3. 主な財源内訳

（単位：千円）

国・県支出金	△ 348,790
繰入金	△ 371,980
市債	△ 119,300

4. 主な補正項目

（単位：千円）

○高齢者・障がい者向け住宅用火災警報器購入費助成事業【高齢福祉課】

補正額： 29,898

（事業内容）

- ・75歳以上高齢者のみ世帯及び重度障がい者を含む世帯のうち住民税非課税世帯を対象に、住宅用火災警報器の購入費用について、1台3千円を上限に最大3台まで助成する

○国の補正予算に伴う事業

補正額： 64,099

・プレミアム付商品券事業【社会福祉課】

（補正額： 5,200）

（事業内容）

- ・プレミアム付商品券準備関係経費 5,200千円

・私立保育所支援事業【子ども若者課】

（補正額： 899）

（事業内容）

- ・事故防止推進事業補助金 899千円
私立保育園及び私立認定こども園に対して、午睡中等の保育の質の確保・向上につながる機器の導入費用について支援する

・県営農業農村整備事業【農林水産課】

（補正額： 30,000）

（事業内容）

- ・県営経営体育成基盤整備事業負担金 30,000千円
（当初予算計上分の減 △45,000千円 差引予算計上額△15,000千円）

・社会資本整備総合交付金事業（改築系）【建設課】

（補正額： 28,000）

（事業内容）

- ・平松2号線道路改良事業 28,000千円
（当初予算計上分の減額 △24,379千円 差引予算計上額 3,621千円）

議案第 2 1 号

《平成 30 年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号) 概要》

1. 補正予算について

- ・ 保険基盤安定負担金の確定による後期高齢者医療広域連合納付金を減額計上等

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	755,474
補正額	<u>△11,180</u>
累計予算額	744,294

3. 財源内訳

(単位：千円)

一般会計繰入金の減額	△11,496
後期高齢者医療広域連合人件費負担金の増	316

4. 補正内容

(単位：千円)

○総務費

- ・ 機械器具購入費の減
- | | |
|--|------|
| | △700 |
|--|------|

○後期高齢者医療広域連合納付金

- ・ 基盤安定負担金の減
- | | |
|--|---------|
| | △10,480 |
|--|---------|

議案第 22 号

《平成 30 年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 一般管理費の増額計上
- ・ 介護給付費準備基金積立金の増額計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	9,131,528
補正額	581
累計予算額	9,132,109

3. 財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	11,270
財産収入	1
一般会計繰入金	580
介護給付費準備基金繰入金	△11,270

4. 補正内容

(単位：千円)

一般管理費	580
介護給付費準備基金積立金	1

議案第23号

《平成30年度 佐渡市下水道特別会計補正予算（第4号）概要》

1. 補正予算について

- ・繰越明許費を計上するもの

2. 繰越予算規模

（単位：千円）

- ・繰越明許費 546,930

3. 繰越財源見込み内訳

- ・国庫支出金 256,300
- ・市債 272,200
- ・一般財源 18,430

4. 繰越見込み額内容

（単位：千円）

○下水道建設費

- ・測量設計委託料（金井他） 50,420
- ・汚水管渠工事（金井他） 462,610
- ・水道管補償費等（金井他） 33,900

議案第24号

《平成30年度 佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）概要》

1. 補正予算について

- ・ サービス収入の減額及び一般会計繰入金の増額計上
- ・ 一般管理費の減額計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	465,261
補正額	△3,579
累計予算額	461,682

3. 財源内訳

(単位：千円)

サービス収入	△16,774
一般会計繰入金	13,195

4. 補正内容

(単位：千円)

一般管理費	△3,579
-------	--------

議案第25号

《平成30年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算(第4号)概要》

1. 補正予算について

- ・ サービス収入の減額及び一般会計繰入金の増額計上
- ・ 一般管理費の減額計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	588,951
補正額	<u>△2,000</u>
累計予算額	586,951

3. 財源内訳

(単位：千円)

サービス収入	△39,332
一般会計繰入金	37,332

4. 補正内容

(単位：千円)

一般管理費	△2,000
-------	--------

議案第26号

《平成30年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）概要》

【平成30年度補正予算（第3号）（病院事業全体）】

- ・ 予算上の収支は、△257,560千円の赤字予算
- ・ 入院・外来収益について、12月までの実績を考慮し、患者数等の見込みを修正して補正減
- ・ 材料費について、薬品・診療材料等の実績見込みによる補正減
- ・ 一般会計繰入金の精算的調整による補正

収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正3号	補正後
収入	1,652,736	△77,419	1,575,317
支出	1,922,820	△89,943	1,832,877
収支	△270,084	12,524	△257,560

(単位：千円)

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正3号	補正後	既決予定額	補正3号	補正後
収入	1,169,523	△19,207	1,150,316	483,213	△58,212	425,001
支出	1,354,556	△72,535	1,282,021	568,264	△17,408	550,856
収支	△185,033	53,328	△131,705	△85,051	△40,804	△125,855

資本的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正3号	補正後
収入	197,938	△41,252	156,686
支出	57,020	0	57,020
収支	140,918	△41,252	99,666

(単位：千円)

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正3号	補正後	既決予定額	補正3号	補正後
収入	111,742	△41,252	70,490	86,196	0	86,196
支出	50,020	0	50,020	7,000	0	7,000
収支	61,722	△41,252	20,470	79,196	0	79,196

【平成30年度補正予算（第3号）（両津病院）】

- [補正額] ・ 収益的収入 △19,207千円 ・ 収益的支出 △72,535千円
 ・ 資本的収入 △41,252千円

- [主な内容] ・ 給与費について、随時採用できなかった看護師2名分を補正減
 ・ 両津病院基本設計業務委託費の未執行による補正減

【平成30年度補正予算（第3号）（相川病院）】

- [補正額] ・ 収益的収入 △58,212千円 ・ 収益的支出 △17,408千円

- [主な内容] ・ 給与費について、随時採用できなかった薬剤師1名分を補正減

議案第27号

《平成30年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）概要》

1. 補正予算について

資本的収入	・ 企業債の減額
	・ 国庫補助金の減額
	・ 工事負担金の減額
	・ 出資金の減額
資本的支出	・ 建設改良費の減額

2. 予算規模

資本的収支 (単位：千円)

収入	補正前の額	1,691,995	支出	補正前の額	2,398,076
	補正額	△ 91,796		補正額	△ 92,686
	累計予算額	1,600,199		累計予算額	2,305,390

3. 主な財源内訳（資本的収支）

(単位：千円)

・ 補てん財源（損益勘定留保資金）充当	△890
---------------------	------

4. 主な補正内容

資本的収入 (単位：千円)

企業債	△ 55,200
・ 企業債：工事請負費等の減額による起債借入の減額	△ 55,200
国庫補助金	△ 22,846
・ 国庫補助金：生活基盤施設耐震化等交付金の減額	△ 22,846
工事負担金	△ 10,550
・ 工事負担金：水道管移設工事負担金等の減額	△ 10,550
出資金	△ 3,200
・ 他会計出資金：一般会計繰入金の減額	△ 3,200

資本的支出 (単位：千円)

建設改良費	△ 92,686
・ 施設改良費：設計業務委託料の減額	△ 6,000
・ 工事請負費の減額	△ 86,686

議案第29号

《平成31年度佐渡市国民健康保険特別会計当初予算概要》

- 1 当初予算について
平成30年度からの国民健康保険制度改革後の新たな財政運営の仕組みのもと、県が決定する事業費納付金等を踏まえ編成を行った。
- 2 財政の仕組み
市は事業費納付金を県に納付し、保険給付に必要な費用は県が市に支払うこととなる。
- 3 予算規模
予算総額 6,130,000千円（対前年比 △7,000千円 0.1%減）
- 4 事業費納付金の内訳
 - ・医療分 1,038,241千円（対前年比 △13,959千円 1.3%減）
 - ・後期分 381,872千円（対前年比 +11,072千円 3.0%増）
 - ・介護分 135,896千円（対前年比 +13,996千円 11.5%増）

主な歳入歳出の内容

〈歳入〉

（単位：千円）

項目	平成31年度 当初予算額	平成30年度 当初予算額	差引増減	備考
国民健康保険税	1,184,675	1,119,966	64,709	医療費給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分現年課税分、滞納繰越分保険税
国庫支出金	1	1	0	災害臨時特例補助金
県支出金	4,462,808	4,480,398	△ 17,590	保険給付費等交付金
財産収入	40	40	0	財政調整基金利子
繰入金	479,147	503,262	△ 24,115	保険基盤繰入金、職員給与費等繰入金、出産一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金
その他歳入	3,329	33,333	△ 30,004	手数料、前年度繰越金、延滞金、返納金
合計	6,130,000	6,137,000	△ 7,000	

〈歳出〉

（単位：千円）

項目	平成31年度 当初予算額	平成30年度 当初予算額	差引増減	備考
総務費	76,080	76,278	△ 198	人件費、一般管理費
保険給付費	4,416,525	4,431,736	△ 15,211	療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費
国民健康保険事業費納付金	1,556,009	1,544,900	11,109	医療費給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分事業費納付金
保健事業費	70,703	74,867	△ 4,164	特定健康診査等事業費、保健衛生普及費、疾病予防費、保健指導事業費
基金積立金	40	40	0	財政調整基金積立金
その他歳出	7,143	6,173	970	保険税還付金、一時借入金利子
予備費	3,500	3,006	494	
合計	6,130,000	6,137,000	△ 7,000	

議案第30号

《平成31年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計当初予算概要》

1 当初予算について

新潟県後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料及び納付金等に、保険料徴収・保険給付に係る人件費及び事務費等並びに保健事業費を計上し編成。

2 予算規模

予算総額 764,200 千円(対前年比 16,400千円 2.15 %増)

3 主な歳入歳出の内容

<歳入>

(単位：千円)

項目	平成31年度 当初予算額	平成30年度 当初予算額	差引増減	備考
後期高齢者医療保険料	514,520	473,348	41,172	現年度保険料 過年度滞納繰越分保険料
使用料及び手数料	101	101	0	納付証明手数料 督促手数料
国庫支出金	0	605	△ 605	
繰入金	236,643	261,429	△ 24,786	人件費 基盤安定負担金
繰越金	1	1	0	
諸収入	12,935	12,316	619	後期高齢者医療広域連合人件費負担金 人間ドック費用助成補助金
合計	764,200	747,800	16,400	

<歳出>

(単位：千円)

項目	平成31年度 当初予算額	平成30年度 当初予算額	差引増減	備考
総務費	31,799	38,280	△ 6,481	人件費（3名分） 事務費
後期高齢者医療 広域連合納付金	731,300	708,319	22,981	保険料負担金 基盤安定負担金（県3/4 市1/4）
諸支出金	1,101	1,201	△ 100	過年度保険料還付金 保険料還付加算金
合計	764,200	747,800	16,400	

4 31年度保険料率について

- ・均等割額 36,900円
- ・所得割率 7.40%

議案第31号

《平成31年度 佐渡市介護保険特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

被保険者数及び保険給付並びに地域支援事業の動向等を踏まえ予算編成を行った。

2. 予算規模

予算総額 8,807,600千円 (対前年比 230,800千円 2.7%増)

3. 主な歳入歳出の内容

<歳入>

(単位：千円)

項目	平成31年度 当初予算額	平成30年度 当初予算額	差引増減	備考
介護保険料	1,532,776	1,557,712	△ 24,936	第1号被保険者保険料
国庫支出金	2,356,675	2,303,127	53,548	介護給付費負担金 地域支援事業交付金
支払基金交付金	2,253,005	2,202,199	50,806	介護給付費交付金 地域支援事業交付金
県支出金	1,257,423	1,225,510	31,913	介護給付費負担金 地域支援事業交付金
繰入金	1,392,112	1,273,934	118,178	一般会計繰入金 介護給付費準備基金繰入金
その他の歳入	15,609	14,318	1,291	事業所指定等手数料 地域支援事業利用者負担金
合計	8,807,600	8,576,800	230,800	

<歳出>

(単位：千円)

項目	平成31年度 当初予算額	平成30年度 当初予算額	差引増減	備考
総務費	215,302	198,127	17,175	人件費 一般管理費及び介護認定事務費等
保険給付費	8,152,658	7,975,033	177,625	介護サービス給付費 介護予防サービス給付費
地域支援事業費	434,272	398,216	36,056	介護予防・日常生活支援総合事業 包括的支援事業、任意事業
基金積立金	23	26	△ 3	介護給付費準備基金積立金
公債費	1	1	0	一時借入金利子
諸支出金	2,344	2,397	△ 53	第1号被保険者保険料還付金等
予備費	3,000	3,000	0	
合計	8,807,600	8,576,800	230,800	

議案第32号

《平成31年度 佐渡市下水道特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

平成31年度下水道特別会計は、下水道建設事業の縮減による下水道債借入の抑制により残債の減少を図り、会計健全化をめざし予算編成した。

2. 予算規模

(単位：千円)

当初予算額	3,519,000
前年度当初予算額	3,463,000
予算額増減	56,000
対前年比	1.6%

3. 財源および歳出内訳

財源

負担金・分担金 . . .	118,633
使用料・手数料 . . .	618,166
国庫支出金 . . .	400,000
県支出金 . . .	15,127
繰入金 . . .	1,555,772
市債 . . .	771,300
その他財源 . . .	40,002

歳出

(単位：千円)

下水道総務費 . . .	143,901
下水道管理費 . . .	648,232
下水道建設費 . . .	991,256
農業集排水管理費 . . .	10,295
漁集排水管理費 . . .	75,674
公債費	1,648,641
一般会計繰出金	1
予備費 . . .	1,000

4. 主な事業

(単位：千円)

○下水道特別会計【上下水道課】予算額 : 3,519,000千円

(事業内容)

下水道総務費	
○人件費	57,164千円
○事務費等 (報奨費、需用費、委託料、公課費等)	86,737千円
下水道管理費	
○浄化センター維持管理費	648,232千円
下水道建設費	
○人件費	46,867千円
○建設事業費	
測量試験費	100,820千円
本工事費 汚水	783,608千円
補償費等その他	59,961千円
農業集排水管理費	10,295千円
漁業集排水管理費	75,674千円
公債費	
○公債費償還元金	1,274,033千円
○公債費償還利子	374,108千円
○一時借入金利子	500千円
繰出金	
○一般会計繰出金	1千円
予備費	
○予備費	1,000千円

議案第33号

《平成31年度 佐渡市小水力発電特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

平成31年度小水力発電特別会計は、売電収入を市が管理する土地改良施設の維持管理費に充当し一般財源の節減を図りつつ、今後想定される施設更新費等を考慮した積立計画を反映させて予算編成した。

2. 予算規模

(単位：千円)

当初予算額

35,000

3. 財源および歳出内訳

財源

歳出

(単位：千円)

発電売電料収入 . . . 34,999

発電事業費 . . . 35,000

その他財源 . . . 1

4. 主な事業

(単位：千円)

○小水力発電特別会計【農林水産課】予算額 : 35,000千円

(事業内容)

発電事業費

○光熱水費	100千円
○修繕料	500千円
○手数料	156千円
○施設管理業務委託料	981千円
○水利使用料	154千円
○基金積立金	8,235千円
・施設修繕積立金	1,815千円
・施設更新積立金	6,420千円
○一般会計繰出金	24,874千円
・基幹水利施設管理費	15,624千円
・施設整備費返済金	9,250千円

議案第34号

《平成31年度 佐渡市歌代の里特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

介護老人福祉施設の適切な運営と利用者の状況等を加味し、所要額を計上した。

2. 予算規模

予算総額 460,900千円 (対前年比 △ 3,000 千円 0.6 %減)

3. 主な歳入歳出の内容

〈歳入〉

(単位：千円)

項 目	平成31年度 当初予算額	平成30年度 当初予算額	差引増減	備 考
サービス収入	430,042	437,674	△ 7,632	介護給付費収入 自己負担金収入
使用料及び手数料	165	169	△ 4	使用料
県支出金	1	1	0	県委託金
財産収入	1	1	0	財産運用収入
寄附金	1	1	0	寄附金
繰入金	26,637	22,020	4,617	一般会計繰入金
繰越金	3,000	3,000	0	繰越金
諸収入	1,053	1,034	19	雑入
合 計	460,900	463,900	△ 3,000	

〈歳出〉

(単位：千円)

項 目	平成31年度 当初予算額	平成30年度 当初予算額	差引増減	備 考
特別養護老人ホーム費	459,899	462,899	△ 3,000	施設費 介護サービス費
諸支出金	1	1	0	
予備費	1,000	1,000	0	
合 計	460,900	463,900	△ 3,000	

議案第35号

《平成31年度 佐渡市すこやか両津特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

介護老人保健施設の適切な運営と利用者の状況等を加味し、所要額を計上した。

2. 予算規模

予算総額 581,600千円 (対前年比 9,200千円 1.6%増)

3. 主な歳入歳出の内容

〈歳入〉

(単位：千円)

項 目	平成31年度 当初予算額	平成30年度 当初予算額	差引増減	備 考
サービス収入	430,829	416,032	14,797	介護給付費収入 自己負担金収入
使用料及び手数料	167	184	△ 17	使用料
県支出金	1	1	0	県委託金
寄附金	1	1	0	寄附金
繰入金	146,096	151,443	△ 5,347	一般会計繰入金
繰越金	4,000	4,000	0	繰越金
諸収入	506	739	△ 233	雑入
合 計	581,600	572,400	9,200	

〈歳出〉

(単位：千円)

項 目	平成31年度 当初予算額	平成30年度 当初予算額	差引増減	備 考
介護老人保健施設費	497,503	488,303	9,200	施設費 介護サービス費
公債費	83,696	83,696	0	地方債償還金
諸支出金	1	1	0	
予備費	400	400	0	
合 計	581,600	572,400	9,200	

議案第36～39号

《平成31年度 佐渡市各財産区特別会計予算 概要》

1. 予算について

- ・財産区管理会運営費を計上
- ・造林事業費を計上（五十里財産区を除く。）
- ・人件費・管理運営にかかる経費（繰出金）

2. 予算規模及び主な事業

（単位：千円）

■五十里財産区特別会計 192

- ・主な財源内訳
財産収入（主なもの：財産貸付収入183） 188
- ・主な事業
財産区管理会の運営 138
（事業内容）

財産区管理会を年間2回開催し、山林整備等について協議を行う。

■二宮財産区特別会計 3,248

- ・主な財源内訳
財産収入（主なもの：財産貸付収入170） 174
諸収入（主なもの：造林事業受託収入3,000） 3,001
- ・主な事業
分収造林事業（主なもの：除伐事業） 3,000
（事業内容）

（独）森林総合研究所 森林整備センターとの分収造林契約地の森林整備

■新畑野財産区特別会計 3,470

- ・主な財源内訳
財産収入（主なもの：物品売払収入200） 286
諸収入（主なもの：造林事業受託収入3,000） 3,001
- ・主な事業
分収造林事業（主なもの：除伐事業） 3,000
（事業内容）

（独）森林総合研究所 森林整備センターとの分収造林契約地の森林整備

■真野財産区特別会計 3,252

- ・主な財源内訳
財産収入（主なもの：財産貸付収入172） 176
諸収入（主なもの：造林事業受託収入3,000） 3,001
- ・主な事業
分収造林事業（主なもの：除伐事業） 3,000
（事業内容）

（独）森林総合研究所 森林整備センターとの分収造林契約地の森林整備

議案第40号

《平成31年度 佐渡市病院事業会計予算 概要》

【平成31年度予算額（病院事業全体）】

- ① 予算上の収支は、371,781千円の赤字予算

項目	H30当初	H31当初	比較増減 (対H30)
収益計	1,652,736千円	1,575,208千円	△77,528千円
費用計	1,914,484千円	1,946,989千円	32,505千円
損益	△261,748千円	△371,781千円	△110,033千円

両津病院

【編成方針】

現在の医療水準を維持する中で、入院・外来の患者数確保と新たな診療報酬加算の獲得と経費の削減に取り組む。

【予算概要】

- ① 予算上の収支は、226,059千円の赤字予算
 ② 収入の基本である病床利用率に関しては、60床91.0%で算出
 ③ 人員確保のため随時募集採用分として臨床検査技師1名、看護師3名分などを計上

項目	H30当初	H31当初	比較増減 (対H30)
収益計	1,169,523千円	1,149,405千円	△20,118千円
費用計	1,331,609千円	1,375,464千円	43,855千円
損益	△162,086千円	△226,059千円	△63,973千円

相川病院

【編成方針】

常勤医師2名の厳しい診療体制と患者数の減による、収益の減少を見込まざるを得ない。収支の改善を図るため、人件費の抑制、経費の削減に努める。

【予算概要】

- ① 予算上の収支は、145,722千円の赤字予算
 ② 病床利用率に関しては、実績等を考慮し75.0%で算出
 ③ 入院患者において、医療区分の高い患者割合の増を目指す。
 ④ 人員確保のため随時募集採用分として薬剤師1名、看護師1名分を計上

項目	H30当初	H31当初	比較増減 (対H30)
収益計	483,213千円	425,803千円	△57,410千円
費用計	582,875千円	571,525千円	△11,350千円
損益	△99,662千円	△145,722千円	△46,060千円

議案第41号

《平成31年度 佐渡市水道事業会計 当初予算概要》

1. 当初予算について

- ・収益的収支では、高料金対策として一般会計補助金を繰り入れ、資本的収支では、国庫補助の活用により、水道事業債の借り入れを抑制し、水道事業会計の健全経営を目指す。
- ・主な建設改良事業としては、老朽管更新事業、緊急時用連絡管事業及び配水管敷設替事業、施設更新事業を実施し、有収率向上と安心安全な水道水を安定供給することで持続可能な地域を創生する。

2. 予算規模

(単位：千円)

(1) 収益的支出		(2) 資本的支出	
当初予算額	2,726,364	当初予算額	2,224,476
前年度当初予算額	2,719,521	前年度当初予算額	2,388,684
予算額増減	6,843	予算額増減	△164,208

3. 財源及び支出内訳

(単位：千円)

(1) 収益的収入及び支出		(2) 資本的収入及び支出	
・水道事業収益	2,748,664	・資本的収入	1,473,512
営業収益	1,476,419	企業債	656,700
営業外収益	1,272,243	国庫補助金	345,000
特別利益	2	工事負担金	146,600
・水道事業費用	2,726,364	出資金	325,212
営業費用	2,447,121	・資本的支出	2,224,476
営業外費用	276,880	建設改良費	1,378,995
特別損失	1,763	企業債償還金	845,481
予備費	600		

4. 主な事業

(単位：千円)

○老朽管更新事業（相川、真野、小木地区） 予算額：628,048

老朽化した塩ビ管の破損による漏水事故、鋳鉄管の錆による濁りが発生しており、住民サービスの低下を招いている状況であるため、これら老朽管を更新し、安心安全な水道水を安定供給する。

○緊急時用連絡管事業（両津地区） 予算額：135,521

平成26年度から31年度までの計画で、両津地区吉井浄水場と歌代浄水場の間に相互連絡管を整備し、災害等緊急時における水道水の供給体制を確保する。

○配水管等敷設(替)事業（全地区） 予算額：305,100

他工事（国道、県道、市道、下水道など）に伴う配水管等の敷設替えを行う。

○施設増改良事業（両津、相川、金井、畑野地区） 予算額：157,600

沿岸地区の施設を含め、安心、安全、持続可能な地域創生を念頭に施設を見直し更新する。